平成27年度 市民委員会資料②

【所管事務の調査(報告)】

客引き防止条例の制定に向けたパブリックコメントの実施について

資料 1 (仮称)川崎市客引き行為等防止に関する条例について

資料 2 今後のスケジュール (案)

資料 3 パブリックコメント手続用資料

参考資料 川崎市における客引き行為等の現状

市民・こども局

(平成27年11月6日)

平成27年11月6日 川崎市 市民・こども局 地 域 安 全 推 進 課

(仮称) 川崎市客引き行為等の防止に関する条例について

1 条例制定の背景

近年、川崎駅東口周辺をはじめとする本市区域内において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)又は神奈川県迷惑行為防止条例(以下「県条例」という。)等現行法令で規制の対象とならない居酒屋やカラオケ店等による客引き行為、客待ち行為、勧誘行為及び勧誘待ち行為(以下「客引き行為等」という。)により、立ち塞がりや身辺へのつきまとい等が行われ、公共の場所における市民等の平穏な通行又は利用が妨げられ、安心で快適な地域社会の実現が阻害される状況となっています。

2 現行法令による規制

客引き行為等の一部については、上記のとおり風営法又は県条例等現行法令により規制されており、風俗営業による客引き行為、深夜における客引き行為及びしつような方法*による客引き行為等が規制の対象となっていますが、居酒屋やカラオケ店等の客引き行為等については、規制の対象とはなりません。そこで、川崎市では、商店街等との連携により、川崎駅東口周辺で客引き行為等を行っている者に対し、市民等の迷惑となるような客引き行為等の自粛を求めましたが、改善には至らず、新たな規制を設けることとしました。

※ しつような方法…人の身体又は衣服を捕らえ、所持品を取り上げ、進路に立ちふさがり、身辺につきまとう等のしつような方法(県条例第9条第1項第7号参照)

	業	風営法	県条例	市条例案	
1	風俗・性風俗 (例) キャバクラ、ファッシ	規制あり	規制あり	規制あり	
2	深夜において専ら人の体に接 (例)深夜営業のマッサージ	規制なし	規制あり	規制あり	
3	1・2以外の業種	しつような方法によるもの	規制なし	規制あり	規制あり
4	(例)居酒屋、カラオケ	しつような方法によらないもの	規制なし	規制なし	規制あり

市条例で規制する主な客引き行為

3 市条例による規制

(1)条例の目的

客引き行為等を防止することにより、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図ることで、安心で快適な地域社会の実現を目指します。

(2)規制の内容

ア 規制する区域

(ア) 市内全域における公共の場所

現行の法令では、客引き行為等は、直ちに違法な商行為となるものではありませんが、場所を問わず、不快感や不安感を抱かせる迷惑行為に陥る可能性があることから、全市域において努力義務を課すこととします。

(イ) 重点区域の指定

川崎駅東口周辺をはじめとする市内主要駅周辺の繁華街において、客引き行為等について実態調査を行ったところ、川崎駅東口周辺が特に多かったため、当該区域を、客引き行為等の適正化を図

るため重点的に取り組む区域(以下「重点区域」という。)として指定することを検討しています。

資料 1

なお、重点区域の指定に当たっては、指定しようとする区域の住民等の意見聴取を行い、告示に より指定することとします。

また、重点区域で行われる客引き行為等について、勧告、命令、過料、公表の対象とします。

イ 規制対象となる行為(構成要件)

(ア) 共通事項

- a 公共の場所において行われていること。
- **b** 通行人等不特定の者の中から相手方を特定していること。
- **c** 平穏な通行(利用)を妨げるような態様で、立ち塞がり、同行し、追随し、又は呼び掛ける等の方法により行われていること。

(イ)個別事項

a 客引き行為

客となるよう言語又は動作によって誘い込むこと。

(例:店員等が、店の外の路上へ出て、相手を特定し、店に来るよう声を掛ける行為)

b 客待ち行為

客引き行為をする目的で、相手方となるべき人を待つ行為

(例:店員等が、店の外の路上で、客引き行為をするため、客を待つ行為)

c 勧誘行為

特定の役務に従事するよう勧誘する行為

(例:スカウトマンが、駅前広場で、特定の者をキャバクラ等で働くよう勧誘する行為)

d 勧誘待ち行為

公共の場所において勧誘行為をする目的で、相手方となるべき人を待つ行為

(例:スカウトマンが、駅前広場で、勧誘行為をするため相手方を待つ行為)

ウ 条例の実効性を確保する手段

重点区域において客引き行為等を行い、又は行わせた者に対し、①指導→②勧告→③命令といった 段階を追って客引き行為等の中止を求めていくこととし、それでも命令に従わない場合に限り、過料 を科すこととし、氏名等を公表することができることとします。

なお、行為者と店側との従属・雇用関係のない、いわゆるフリーの客引き行為等についても禁止するため、客引き行為等を「行う者」と「行わせた者」を規制対象とします。

何人も市内の公共の場所(道路、公園、駅その他の公共の場所をいう。)のうち重点区域において、 客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

(3) 他機関等との連携

客引き行為等を規制し、安心で快適な地域社会を実現するため、市は、商店街や県警等との協力・連携により条例の円滑な運用を図っていくこととします。

(4) 施行期日

平成28年4月1日から施行します。ただし、重点区域における客引き行為等の禁止、違反者に対する指導、勧告、命令、過料、公表に係る規定については、一定の周知期間を要するため同年9月1日から施行します。

4 今後のスケジュール

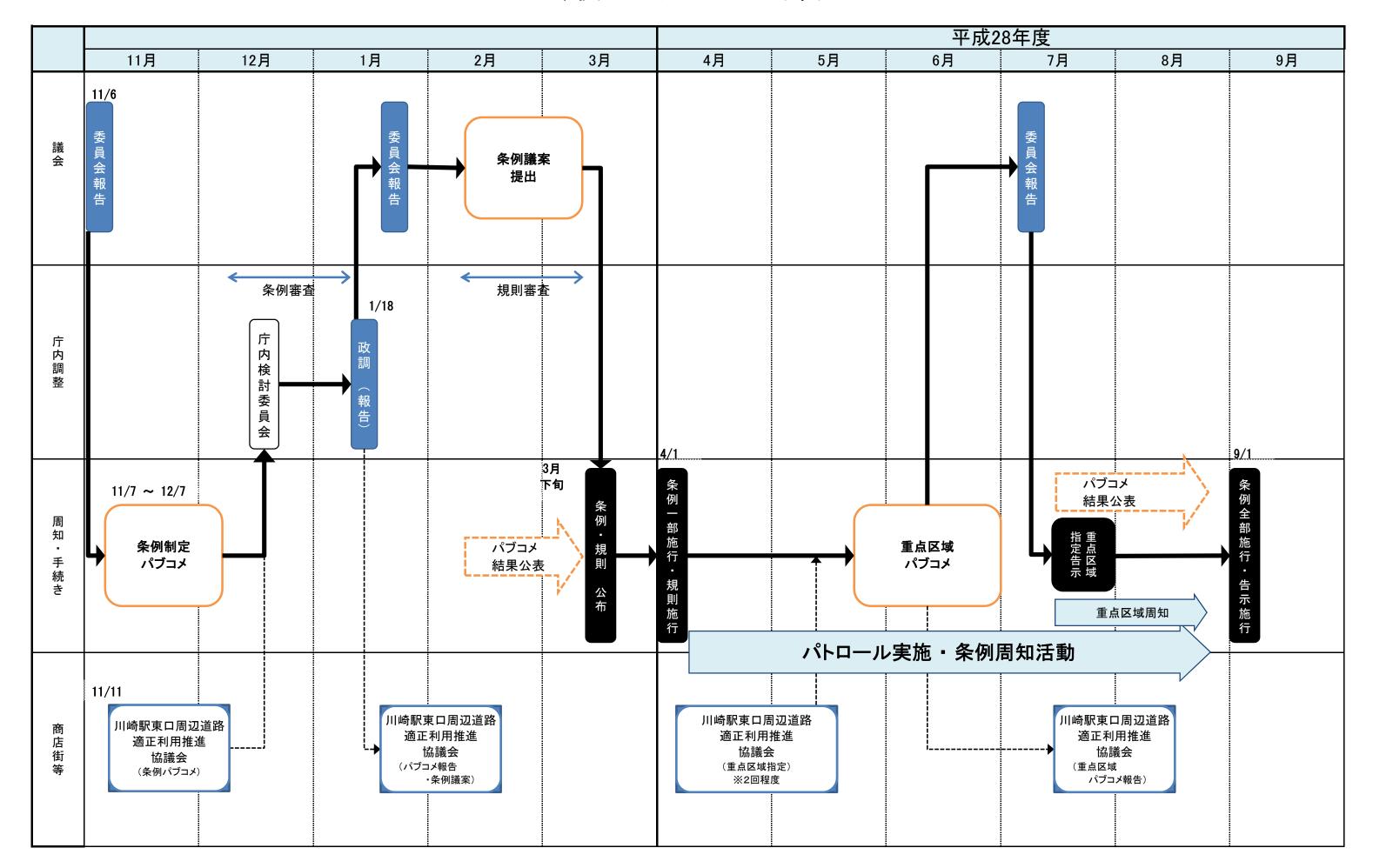
パブリックコメント 平成27年11月 7日(土)~12月 7日(月)

条例議案提出・パブリックコメント結果公表 平成28年 2月

条例施行(一部) 平成28年 4月 1日

条例施行(全部) 平成28年 9月 1日

今後のスケジュール(案)



パブリックコメント手続用資料

(仮称)川崎市客引き行為等の防止に関する条例骨子案 について御意見をお寄せください

近年、川崎駅東口周辺をはじめとする本市区域内において、現行法令で規制の対象とならない居 酒屋やカラオケ店等による客引き行為やスカウト行為により、立ち塞がりや身辺へのつきまとい等 が行われ、公共の場所における市民等の平穏な通行又は利用が妨げられ、安心で快適な地域社会の 実現が阻害される状況となっています。

川崎市では、商店街等との連携により、安心で快適な地域社会の実現のため様々な働きかけを行ってきましたが、大きな改善は見受けられないことから、これらの客引き行為等を規制するため、 (仮称)川崎市客引き行為等の防止に関する条例の制定準備を進めています。

ついては、(仮称)川崎市客引き行為等の防止に関する条例制定に当たり、条例の骨子案について市民その他関係者の皆様の御意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

平成27(2015)年11月7日(土)~12月7日(月)

※ 郵送の場合は、平成27年12月7日(月)付けの消印まで有効です。

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名(団体の場合は、名称及び代表者の氏名)及び連絡先を明記の上、別紙意見書を用いて、市民・こども局市民生活部地域安全推進課宛てに御意見をお寄せください。

- (1) 電子メール(http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/50-10-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html)川崎市ホームページの「意見公募(パブリックコメント手続)」のページへアクセスし、手続に従って御意見を提出してください。
- (2) 郵送

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地川崎市市民・こども局市民生活部地域安全推進課

(3) 持参

川崎市市民・こども局市民生活部地域安全推進課事務室 (川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル7階)

※ 持参の場合は、開庁時間(平日8時30分~12時、13時~17時15分)にお越しください。

(4) ファクシミリ

FAX番号 044-200-3869

≪注意事項≫

- 御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- 記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。 また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・ 電話や口頭での御意見の提出は、御遠慮願います。

3 その他

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、ホームページで公表します。

4 問い合わせ先

市民・こども局市民生活部地域安全推進課 電話 044-200-3839/FAX 044-200-3869

1 条例制定の背景

近年、川崎駅東口周辺をはじめとする本市区域内において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)又は神奈川県迷惑行為防止条例(以下「県条例」という。)等現行法令で規制の対象とならない居酒屋やカラオケ店等による客引き行為、客待ち行為、勧誘行為及び勧誘待ち行為(以下「客引き行為等」という。)により、立ち塞がりや身辺へのつきまとい等が行われ、公共の場所における市民等の平穏な通行又は利用が妨げられ、安心で快適な地域社会の実現が阻害される状況となっています。

2 現行法令による規制

客引き行為等の一部については、主に風営法又は県条例により規制されていますが、現行法令では、風俗営業による客引き行為、深夜における客引き行為及びしつような方法*による客引き行為等が規制の対象となっていますが、上記のとおり居酒屋やカラオケ店等の客引き行為等については、現行法令で規制の対象とはなりません。そこで、川崎市では、商店街等との連携により、川崎駅東口周辺で客引き行為等を行っている者に対し、市民等の迷惑となるような客引き行為等の自粛を求めましたが、改善には至らず、新たな規制を設けることとしました。

※ しつような方法…人の身体又は衣服を捕らえ、所持品を取り上げ、進路に立ちふさがり、身辺につきまとう等のしつような方法(県条例第9条第1項第7号参照)

	1	風営法	県条例	市条例案	
1	風俗・性風俗 (例) キャバクラ、ファッ	ションヘルス	規制あり	規制あり	規制あり
2	深夜において専ら人の体に (例)深夜営業のマッサー	規制なし	規制あり	規制あり	
3	1・2以外の業種	しつような方法によるもの	規制なし	規制あり	規制あり
4	(例)居酒屋、カラオケ	しつような方法によらないもの	規制なし	規制なし	規制あり

市条例で規制する主な客引き行為

3 市条例による規制

(1)条例の目的

客引き行為等を防止することにより、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図ることで、安心で快適な地域社会の実現を目指します。

(2) 規制の内容

ア 規制する区域

(ア) 市内全域における公共の場所

現行の法令では、客引き行為等は、直ちに違法な商行為となるものではありませんが、場所を問わず、不快感や不安感を抱かせる迷惑行為に陥る可能性があることから、全市域において努力義務を課すこととします。

パブリックコメント手続用資料

(イ) 重点区域の指定

川崎駅東口周辺をはじめとする市内主要駅周辺の繁華街において、客引き行為等について実態調 査を行ったところ、川崎駅東口周辺が特に多かったため、当該区域を、客引き行為等の適正化を図 るため重点的に取り組む区域(以下「重点区域」という。)として指定することを検討しています。 また、重点区域で行われる客引き行為等について、勧告、命令、過料、公表の対象とします。

なお、重点区域の指定に当たっては、指定しようとする区域の住民等の意見聴取を行い、告示に より指定することとします。

イ 規制対象となる行為(構成要件)

(ア) 共通事項

- a 公共の場所において行われていること。
- b 通行人等不特定の者の中から相手方を特定していること。
- c 平穏な通行(利用)を妨げるような態様で、立ち寒がり、同行し、追随し、又は呼び掛ける等 の方法により行われていること。

(イ) 個別事項

a 客引き行為 客となるよう言語又は動作によって誘い込むこと。

(例:店員等が、店の外の路上へ出て、相手を特定し、店に来るよう声を掛ける行為)

b 客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき人を待つ行為

(例:店員等が、店の外の路上で、客引き行為をするため、客を待つ行為)

c 勧誘行為 特定の役務に従事するよう勧誘する行為

(例:スカウトマンが、駅前広場で、特定の者をキャバクラ等で働くよう勧誘する行為)

d 勧誘待ち行為 公共の場所において勧誘行為をする目的で、相手方となるべき人を待つ行為 (例:スカウトマンが、駅前広場で、勧誘行為をするため相手方を待つ行為)

ウ 条例の実効性を確保する手段

重点区域において客引き行為等を行い、又は行わせた者に対し、①指導⇒②勧告⇒③命令といった 段階を追って客引き行為等の中止を求めていくこととし、それでも命令に従わない場合に限り、過料 を科すこととし、氏名等を公表することができることとします。

何人も市内の公共の場所(道路、公園、駅その他の公共の場所をいう。)のうち重点区域において、 客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

(3) 他機関等との連携

客引き行為等を規制し、安心で快適な地域社会を実現するため、市は、商店街や県警等との協力・連 携により条例の円滑な運用を図っていくこととします。

(4) 施行期日

平成28年4月1日から施行します。ただし、重点区域における客引き行為等の禁止、違反者に対す る指導、勧告、命令、過料、公表に係る規定については、一定の周知期間を要するため同年9月1日以 降から施行します。

4 今後のスケジュール

パブリックコメント

平成27年11月 7日(土)~12月 7日(月)

条例議案提出・パブリックコメント結果公表

平成28年 2月

条例施行(一部)

平成28年 4月 1日

条例施行(全部)

平成28年 9月 1日

		意	見書	
題名	(仮称), ついて	川崎市客引	き行為等の防止	に関する条例骨子案に
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)				
電話番号			FAX番号	
住所 (又は所在 地) *区名まで				
意見の提出日	平成年	下 月 日	枚数	枚(本紙を含む)
		政策等に	対する意見	

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

	提	出先			
部署名	川崎市市民・こども局市民生活	部地域安全推進	建課		
電話番号	044-200-3839	FAX番号	044-200-3869		
	郵便の場合:〒210-8577				
住所	川崎市川崎区宮本町1番地				

| 持参の場合:川崎市川崎区駅前本町11‐2 川崎フロンティアビル7階

川崎市における客引き行為等の現状

1 客引き行為等の実態調査

平成27年4月~6月の平日及び休前日(金曜日)の各1回に、市内主要駅周辺(川崎駅東口、川崎駅 西口、武蔵小杉駅・新丸子駅、武蔵溝ノ口駅、登戸駅・向ヶ丘遊園駅、新百合ヶ丘駅)周辺の繁華街で客 引き行為等の実態調査を行った。

- (1)調査方法 18時及び20時の各時点での客引き行為等の人数を目視により調査した。
- (2) 調査場所 上記主要駅周辺の交差点等延べ130箇所以上
- (3) 調査結果 全市的に見ると、上記主要駅周辺では、風営法又は県条例の規制対象外となっている客引き行為(居酒屋、カラオケ店、マッサージ店等)が行われており、その割合は、平日で7割以上、休前日で6割以上を占める状況にあることが判明した。なお、しつような客引き行為等は、調査時において見受けられなかった。

◎本市における客引き行為等の現状(単位:人)

		業種別						
調査日	守	居酒屋	カラオケ	マッサージ	その他	スカウト	風俗店等	合 計
	18:00	70	2	3	0	9	3	87
		(48)	(2)	(2)	(0)	(9)	(3)	(64)
4 🗒	20:00	71	4	10	0	2	46	133
4月~6月	20.00	(54)	(4)	(4)	(0)	(1)	(45)	(108)
の平日	合計	141	6	13	0	11	49	220
		(102)	(6)	(6)	(0)	(10)	(48)	(172)
		約 73%			約2	27% 100%		
	18:00	71	0	5	1	9	8	94
		(46)	(0)	(3)	(0)	(5)	(4)	(58)
4 🗆	~6月 20:00	59	4	17	0	1	80	161
		(40)	(4)	(3)	(0)	(0)	(79)	(126)
の休前日		130	4	22	1	10	88	255
	合計	(86)	(4)	(6)	(0)	(5)	(83)	(184)
			約 (62%		約3	38%	100%

※スカウト及び風俗店等は、風営法又は県条例の規制対象

2 客引き行為等の自粛要請

上記の状況を踏まえ、平成27年5月下旬に川崎駅東口周辺の約600店に対し客引き行為等を自粛するよう通知を配布するとともに、市・県警・商店街が連携して行う地域パトロールの際に同趣旨のビラを配布し、協力を求めてきたが、改善には至っていない。

●客引き行為者数

要請前 4/17 (金)	要請後 5/29 (金)
184人	213人

[※]括弧内は川崎駅東口周辺の行為者数